



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

94.7.25 No. 4033

7/20直営店舗の廃止・新設と団交(申25号)

速やかに配転者を復帰させよ!

組 何を言っているのか。土職要員需給は、三年後の話ではなく、現在すでに、一年近くの間、実質的な欠員状態が続いており、今後も余裕が生じるようなことは考えられない状況だ。年令構成は、各系統大差はないはずで、三年後のことを言えば、土職の要員は他系統に比べ、もっと厳しい状況になる。会社の主張は何ら回答になっていない。

当 年令構成は確かにそうだが、運転に過員をもつ考えはない。一方には過員をもちながら、運転には過員をもつ考えはないとはどういうことか。本来ならば、土職は、異動があれば、線見等の訓練が数カ月かかるか、新制車両が入れば、一斉に訓練が必要だとか、運輸省令に縛られた訓練が発生する訳で、土職ほど、一定の過員を確保しておく必要性のある職種はないはずだ。

組 この間提起しているとおりの土職は、実質的な欠員状態が続いている。前の団交で、九月中旬になれば数名の余裕が生まれるとの回答があったが、その後、新型車両の訓練が十一月末まで入るとの計画が発表され、余裕が生まれるどころの状態ではない。

当 現在の要員のなかで、訓練等もいらんで、対応可能と考えている。一方で、営業や車掌では、現在、相当数の過員がいる状態が続いている。何故、配転者を運転職場に戻そうとしないのか。

組 現場で聞けば、「支社の判断だから現場ではどうすることもできない」と言われ、支社に聞けば、「個別の議論をするつもりはない」と言われ、話にならないではないか。

当 土職の要員は、標準数の運用のなかで対応可能と考えている。また、営業・車掌の要員も、五五才到達者等を見れば、三年もたてば厳しい状態となる。

任用の基準問題

組 「土職の登用にについては任用の基準」などと、また、全く無内容な回答が繰り返されているが、動力千葉の組合員は、「任用の基準」で七年も八年も売店などに塩漬けにする一方、この間の土職試験合格者は、「任用の基準」など関係なく、合格すれば、即全員を土職に登用しているのはどういふことか。

当 この間の土職試験合格者を全員登用しているのは事実だが、これも「任用の基準」に基づいた結果である。

組 そんな理屈が社会的に通用すると思っているのか。「任用の基準」で言うならば、技能とか知識は、速成栽培で何も解らないまま運転士にしてしまった者よりも、ベテランの運転士だった者の方がずっと優っているはずだ。片や塩漬け、片や合格即登用となっているのは、どのような理由なのか。

当 ここで個別の議論をするつもりはない。

組 現場で聞けば、「支社の判断だから現場ではどうすることもできない」と言われ、支社に聞けば、「個別の議論をするつもりはない」と言われ、話にならないではないか。

当 現場で、希望等は把握している。そんなことを聞いているのではない。そもそも、今回の直営店舗の廃止に伴って、運転に戻そうという考えはないのか。

当 現場で、希望等は把握している。

組 そんなことを聞いているのではない。そもそも、今回の直営店舗の廃止に伴って、運転に戻そうという考えはないのか。

当 任用の基準に基づいて判断する。

組 では、今後も運転から売店等に出すこともあり得るのか

当 そういふこともあり得る。

組 片や、営業から運転への復帰については「任用の基準」と言い、その逆については「あり得る」と言うなど、今の回答のなかには、会社の本音が露骨に表れているとしか考えられない。

当 いや、両方とも任用の基準に基づいてやる。

8.6.9 ロッキン・マガサキ 半争に起つて!!!